

Chapter 11 無形資産の会計 JPN Comparison

【JPN Comparison 11-1】日本の無形固定資産の会計基準

日本では、企業会計基準委員会(ASBJ)によって無形固定資産の会計基準は公表されていない。無形固定資産に関しては、企業会計審議会による企業会計原則が貸借対照表における評価に関して規定している他、『研究開発費等に係る会計基準』(1998年)、のれんに関連して、『企業結合に係る会計基準』(その後、ASBJが企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』として改訂)がある。

日本では、無形固定資産の定義は明示的に示されておらず、営業権、特許権、地上権、商標権等の具体例が示されている¹⁾。

【JPN Comparison 11-2】日本の無形固定資産の減価償却

日本では、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならないと規定されている²⁾。

¹⁾ 企業会計審議会, 1982, 『企業会計原則』第三の四(一)B。

²⁾ 同原則, 第三の五, 注解 注 20。

Chapter 11-Appendix その他の固定資産の会計～投資不動産～ JPN Comparison

【JPN Comparison 11-A1】日本の賃貸等不動産の会計基準

日本では、**企業会計基準委員会(ASBJ)**によって**投資不動産**の会計基準は公表されていない。ASBJは、企業会計基準第20号『賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準』を公表している。そこでは、**賃貸等不動産**は、以下のよう
に定義されている³⁾。

「棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益またはキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている不動産（ファイナンス・リース取引の貸し手における不動産を除く。）をいう。したがって、物品の製造や販売、サービスの提供、経営管理に使用されている場合は賃貸等不動産には含まれない。」

ここから、**賃貸等不動産**は、**投資不動産**とほぼ同様の概念と考えられる。

【JPN Comparison 11-A2】日本の賃貸等不動産の測定

日本では、固定資産に区分される不動産は原価評価され、時価等に関する注記が規定されている。

日本では、『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』および『棚卸資産の評価に関する会計基準』との関連から、**賃貸等不動産**の時価評価は規定されていない⁴⁾。その理由は、棚卸資産と同様に、トレーディング目的で保有する不動産であれば、時価評価が適切であるが、賃貸等不動産には、活発な市場を有する一部の金融資産に比べて時価を客観的に把握することが困難であること、および直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合等があり、事業投資と考えられるものがあると説明されている。

³⁾ 企業会計基準委員会、2011、企業会計基準第20号『賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準』企業会計基準委員会、第4項。

⁴⁾ 同基準、第8項、第14項、第15項。